

## ○出品規定

【出品制限】出品は高知県在住または出身者(県内の学校に在籍していた者も含む)で、自己の作品に限る。

出品後でも次の各項のいずれかに該当すると認めるときは展示作品を撤去させる

- ① 他の公募展(無鑑査・無審査の展覧会も含む)で展示された作品、または展示に関係なく入選、入賞した作品、刊行物・SNS などインターネット環境に発表したことのある作品、または類似作品と見なされる作品。
- ② 制作後5年を過ぎた作品(写真は撮影後5年を過ぎた作品。ただし新旧を対比させる内容の組み写真はこの限りではない)
- ③ 風教に害があると認められる作品
- ④ 模写その他自己の創作でない作品(ただし書道の古典臨書は除く)、AIによって生成された作品
- ⑤ 中学生以下の者
- ⑥ 出品作品規格外の作品

※故人(没後1年以内)の制作品はその相続人が出品できる

※共同制作の作品を出品するときはその代表制作者(個人)一人を出品者とする。ただし代表制作者は共同制作者(個人)の氏名を付記しなければならない

【出品点数】点数制限なし。ただし同一部門に一人で複数出品する場合は一括搬入しなければならない

### 【出品作品規格】

- ① 【洋画】=72.7 ㍉×50 ㍉(20号)以上で必ず額装(展示可能な装置、枠装を含む)のこと。額装を含めて縦・横とも180㍉以内。ただし、版画は額装を含めて53 ㍉×45.5 ㍉(10号)以上。厚さは額装(展示可能な装置)を含めて10 ㍉、重さは40 キロ以内。額装にガラスを使用しないこと。ただし水彩、パステル、素描、版画などはアクリルの使用可。
- ② 【日本画】=72.7 ㍉×50 ㍉(20号)以上で必ず額装のこと。額装を含めて縦・横とも180㍉以内。額装にガラス、アクリルなどを使用しないこと。軸装は不可。
- ③ 【彫刻】=搬入、移動、展示が可能なもので縦、横、高さとも2.5㍎以内。石こう、または実材に限る。土、油粘土は不可。
- ④ 【工芸】=平面作品は縦、横とも2㍎以内。立体作品は1立方㍎以内。重さは50 キロ以内。額装作品のガラス、アクリルなど使用不可。(ただし押し花など作品の一部と見なされる場合は使用可)。壁面作品は、重量および安全性を考慮した展示可能な懸垂装置を施し、着物は衣桁を付けること。刀剣類は不可。「規定の用紙に作品説明を記入して出品時に提出すること」※用紙は高知新聞企業ウェブサイトからダウンロード(<https://www.kochi-sk.co.jp/kenten/>)または、搬入の当日会場で記入。
- ⑤ 【書道】=額装を含めて1㍎(3尺3寸)×1.91 ㍎(6尺3寸)以内、または縦・横とも1.42 ㍎(4尺7寸)以内。ただし縦作品に限り2.43 ㍎(8尺)×61 ㍉(2尺)以内。刻字を除き、必ず額装のこと。軸装、ガラス使用不可。規定の用紙に釈文を記入し添付のこと。出品目録の種別欄へ作品の区別【多字数・少字数(四字未満)・かな・近代詩文・調和体・篆刻・刻字・前衛】を明記のこと。作品には必ず落款を入れること。
- ⑥ 【写真】=一次審査で入選内定した者に限る。入選内定作品でカラー、白黒の区別なく単写真、または組み写真で1枚の木製パネル張りに限る。パネルを含めて35 ㍉×54 ㍉以上、55 ㍉×65 ㍉以内(市販の全紙木製パネルの大きさ)。厚さはパネルを含めて2㍉以上で3.5㍉以内。画面に字句の説明およびガラス、ビニールの使用は不可。パネル貼りしたものに限る。類似作品と見なされた場合は、入選後でも

失格とする。

- ⑦【グラフィックデザイン】＝パネルまたは額装を含めて 51・5 ㇿ×72・8 ㇿ以上、75・8 ㇿ× 1・06 ㇿ以内で、厚さはパネル、額装を含めて 18 ㇿ以内。重さは10キㇿ以内とする。額装は、厚さ5ミㇿ以上でガラスを使用しないこと。自由課題でポスター、イラストレーション、カレンダー、タイポグラフィー、ブックカバー、包装紙、パッケージなど選択は自由。使用文字は和文、外国文など自由だが、現存作家、タレントなどの実名ならびに既存の商品、商社名などの固有名詞、実在のURLは避けること。ただし公共の利益を目的とした内容の文字はその限りでない。出品者のサインは可(2ㇿ×5ㇿ以内)。また、写真等の使用については著作権、肖像権に十分注意すること。出品目録の種別欄へ作品の使用目的(ポスター、イラストレーションなど)を明記のこと。
- ⑧【先端美術】＝屋外作品は床面積 10 平方ㇿ以内、長さ 10 ㇿ、高さ4ㇿ以内で、県立美術館の付帯設備(樹木、植栽、芝生を含む。ただし池内設置は除く)利用作品は不可。美術館の定める範囲外の場所には展示はできない。屋内作品は長さ一辺4ㇿ以内で床面積4平方ㇿ以内、高さ 2.9 ㇿ以内もしくは天井まで、重さ200キㇿ以内で床面その他を傷つけないこと。会場内の付帯設備を展示には使用できない。写真等の使用については著作権、肖像権に十分注意すること。「規定の用紙に作品コンセプトを記入して出品時に提出すること」
- ※用紙は高知新聞企業ウェブサイトからダウンロード(<https://www.kochi-sk.co.jp/kenten/>)または、搬入の当日会場で記入。
- ※前項規格内であっても次のものは出品できない
- (イ)不快音または高音を発するなど他に迷惑を及ぼす仕掛けのあるもの。
- (ロ)悪臭を発し、または腐敗、変質の恐れのある素材(県美術館屋内展示は生花、ドライフラワー・流木等、虫菌害の恐れがあるものを含む)を使用したもの。
- (ハ)刃物、火気、ガスなどの危険物を素材に使用し、危害を及ぼす恐れのあるもの。
- (ニ)砂、土などを床面に置いたり、また液体など会場設備を損傷、汚染するような素材を使用したもの。
- (ホ)会場内の電気使用を必要とするもの(ただし「先端美術」屋内展示を除く)。
- (ハ)その他、高知県立美術館・高知市文化プラザかるぽーとの使用規則に違反または県展の展示や運営に支障を生じる恐れのあるもの。

※赤字部分は今回から加わった文言です